

市第 122 号議案

保護施設の指定管理者の指定

次のように保護施設の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市浦舟園	泉区和泉町6, 18 1番地の2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 渡 邊 俊 郎	平成28年4月1日か ら平成33年3月31日 まで
横浜市中央浩生 館	泉区下飯田町35 5番地	社会福祉法人横浜市社会事業 協会 理事長 佐々木 寛 志	同

提 案 理 由

横浜市浦舟園及び横浜市中央浩生館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）